

墨田区消費者ニュース

令和元年12月発行 第157号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



暖房器具等による製品事故を防ぎましょう！

火の用心！ 冬は火災の多い季節です！！

この季節になりますと、空気が乾燥し、火災の発生が増加する恐れがあります...
特に、年末年始などは暖房器具や火気を使用する機会も増えますので、火災予防には十分注意を払いましょう！！

暖房器具の事故を防ぐためのポイント！



- ・電気ストーブなどの軽量で持ち運びしやすい暖房器具を、衣類や毛布などの多い部屋や、それら可燃物の近くでは絶対使用しないようにしましょう。
- ・石油ストーブのカートリッジタンク等への給油時の際は、必ず消火を確認したのちに給油し、給油後は確実にキャップを締めておきましょう。
- ・暖房器具を長時間使用の際は、新鮮な空気が不足し、一酸化炭素が発生するため定期的に換気をしましょう。
- ・コンセント部分にホコリが溜まっていたりすると、コード・コンセントから発火する恐れがありますので、掃除をしておきましょう。
- ・お使いの暖房機器などの製品が、リコール対象になっていないか確認し、リコール対象の場合は、不具合が生じていなくても、速やかに使用を中止して、販売店や製造メーカーに相談しましょう。

長期使用製品安全点検制度（特定保守製品）

消費生活用製品安全法の一部改正で、経年劣化による重大製品事故の発生率の高い製品について、長く安全に使えるように、その製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者、消費者等（所有者）がそれぞれ適切に点検等の役割を果たすことを促す制度です。

- ・長期に使用される製品（通常10年超）
- ・燃焼系のガス器具、石油製品又は高圧・大電流系の電気製品等
- ・消費者自身による保守（メンテナンス）が難しい設置・組込型製品等

○対象製品9品目：ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機、石油給湯器、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用／プロパンガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用／プロパンガス用）

運転免許証を紛失したら

～ 個人信用情報機関の申告制度を利用しましょう ～

【相談事例】

3カ月前に運転免許証と健康保険証が入っている財布を紛失した。すぐに警察に届け出て、両方とも再発行の手続きも済ませていた。最近、4件のクレジット会社から、カードローンに関する本人確認の電話が入った。状況を説明し、「財布を拾った第三者が悪用している」と主張した。3件は被害を未然に防げたが、1件は既に100万円の融資を完了していた。自分に返済義務はあるのか。(30代 男性)

【アドバイス】

運転免許証や健康保険証は、本人確認書類として利用されるので、悪意を持った第三者に拾われた場合、悪用される恐れがあります。紛失した時は直ちに警察へ届出ましょう。また、運転免許証は都内の運転免許試験場で、健康保険証は健保組合(国民健康保険の場合は墨田区役所)で、再発行の手続きができます。なお、個人信用情報機関の申告制度を利用すれば、第三者による消費者金融での借り入れや、クレジットカード作成等の悪用を防ぐことができます。(申請制度を利用するには、手数料がかかります)

当事例の場合、本人が紛失後すぐに警察に届け出ているので、クレジット会社に身に覚えがないと申し出て不正利用を主張することになります。

<個人信用情報機関 問い合わせ先>

- 一般社団法人全国銀行協会 0120-540-558 (銀行系)
- (株)日本信用情報機構 0570-055-955 (消費者金融系)
- (株)シー・アイ・シー 0570-666-414 (クレジット系)

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

